

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 5 月 27 日（火）第 620 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則	
○火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則（※）	（消防保安課取扱い） 1
告 示	
○保安林の指定予定	（森づくり推進課取扱い） 1
○肥料の登録の有効期間の更新	（経営技術課取扱い） 2
○土地改良区の役員の就退任の届出	（農地整備課取扱い） 2
○県営土地改良事業の工事の完了（3件）	（農地整備課取扱い） 3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止	（大島支庁取扱い） 3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	（大島支庁取扱い） 3
公 告	
○落札者等の公告	（管財課取扱い） 4
公 安 委 員 会 告 示	
○遊技機の型式の検定の告示	（生活安全企画課取扱い） 4

規 則

火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第54号

火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則

火薬類取締法施行細則（昭和36年鹿児島県規則第112号）の一部を次のように改正する。

別記第11号様式及び別記第13号様式中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の火薬類取締法施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

告 示

鹿児島県告示第398号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 7 年 5 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
南九州市穎娃町牧之内字小ヶ谷15204番 1

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第399号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和 7 年 5 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1347号	令和13年5月27日	化成肥料	マルイフエザー	窒素全量 7.4 りん酸全量 2.6 内く溶性りん酸 2.3 加里全量 2.2	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	マルイファーム株式会社	出水市平和町225番地

鹿児島県告示第400号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、鹿児島市松元土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 7 年 5 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 就任した役員の氏名及び住所

理事 宇田 隆光 鹿児島市石谷町3692番地
 理事 宮元 愛子 鹿児島市直木町4531番地 2
 理事 上四元正昭 鹿児島市四元町839番地 1
 理事 中馬 亮二 鹿児島市直木町4534番地 1
 理事 坂之上勝利 鹿児島市直木町2975番地
 理事 南 照雄 鹿児島市入佐町838番地 2
 理事 池田 涼子 日置市伊集院町下谷口3557番地
 監事 吉永 昌一 鹿児島市直木町4376番地 1
 監事 二俣 芳子 鹿児島市四元町1745番地 2
 監事 木之下俊朗 鹿児島市石谷町3207番地 1
 （任期 令和 7 年 4 月 1 日から令和11年 3 月 31 日まで）

2 退任した役員の氏名及び住所

理事 宇田 隆光 鹿児島市石谷町3692番地
 理事 宮元 愛子 鹿児島市直木町4531番地 2
 理事 上四元正昭 鹿児島市四元町839番地 1
 理事 中園 幸一 鹿児島市入佐町202番地 2
 理事 中馬 亮二 鹿児島市直木町4534番地 1

理事 園田 五男 鹿児島市入佐町971番地 1
 理事 坂之上勝利 鹿児島市直木町2975番地
 監事 吉永 昌一 鹿児島市直木町4376番地 1
 監事 有村 盛生 鹿児島市福山町2042番地 7
 監事 二俣 芳子 鹿児島市四元町1745番地 2

鹿児島県告示第401号

土地改良事業県営水利施設等保全高度化（畑地帯総合整備担い手支援対策）（旧：農地整備（畑地帯担い手支援型））（土層改良）野間西部地区の工事は、令和 7 年 3 月 26 日に完了した。
 令和 7 年 5 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第402号

土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（土層改良）那間北地区の工事は、令和 6 年 7 月 26 日に完了した。
 令和 7 年 5 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第403号

土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（農道整備）那間北地区の工事は、令和 7 年 3 月 19 日に完了した。
 令和 7 年 5 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

大島支庁告示第 9 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第 46 条第 2 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。
 令和 7 年 5 月 27 日

大島支庁長 松藤啓介

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
あしたば園	奄美市名瀬大字西仲勝314番地 6	社会福祉法人三環舎	奄美市名瀬大字西仲勝314番地 6	向井 扶美	令和 7 年 4 月 1 日	就労移行支援

大島支庁告示第10号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。
 令和 7 年 5 月 27 日

大島支庁長 松藤啓介

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
authentic	奄美市名瀬小宿 291	有限会社インテリジェンスプラス	奄美市笠利町大字佐仁2688番地 3	谷口 吉朝	令和 7 年 5 月 1 日	就労継続支援 B 型

公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和 7 年 5 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
建築物の清掃サービス（鹿児島県行政庁舎清掃業務） 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和 7 年 3 月 19 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社ビルメン鹿児島
鹿児島市泉町 4 番 6 号
- 5 随意契約に係る契約金額
41,976,000円
- 6 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当

公 安 委 員 会 告 示

鹿児島県公安委員会告示第55号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 7 年 5 月 27 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P 戦国乙女 7 H O Y Z 3	株式会社アムテックス	5P0093
ぱちんこ遊技機	P A フィーバー戦姫絶唱シンフォギア 4 Y S	株式会社三共	5P0116